

知多市文化芸術全国大会等出場者激励記念品等支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の名声を高めるとともに、文化芸術の振興を図ることを目的に、文化芸術の分野における全国大会等（以下「全国大会等」という。）に出場する青少年等に対し、知多市文化芸術全国大会等出場者激励記念品及び褒賞品（以下「激励記念品等」という。）を支給するため、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象となる全国大会等)

第2条 激励記念品等の支給対象となる全国大会等は、次に掲げるものとする。

- (1) 国民文化祭
- (2) 全国高等学校総合文化祭
- (3) 国、県若しくはこれらに準ずる機関又は公益財団法人、公益社団法人、新聞社等が主催する全国規模以上の大会、公演、コンクール等のうち、県大会、地方大会等の選考会又は予選会（以下「選考会等」という。）を経て出場する大会
- (4) 国内の選考会等の代表者として出場する国際大会
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に認める大会

2 前項の規定にかかわらず、当該全国大会等が次の各号のいずれかに該当するときは、激励記念品の支給対象としないものとする。

- (1) 美術展、写真展、書道展その他の作品展へ出展するとき及び文芸作品等を応募するときなど、個人又は団体が開催地へ行くことなく出場できるとき。ただし、受賞のために開催地へ行くときは、この限りでない。
- (2) 応募者の全員が出場できるとき。

(支給対象者)

第3条 激励記念品の支給対象となる者は、第5条に規定する申請時の年齢が満19歳未満の者で、次に掲げるものとする。ただし、義務教育を受けているもので学校代表として出場するものを除く。

- (1) 市内に住所を有する個人（第5条の規定による申請時の年齢が満19歳未満

であるものに限る。以下「支給対象個人」という。)であって、次に掲げるもの

ア 全国大会等に個人として出場するもの

イ 全国大会等に団体（次号に該当するものを除く。）の一員として出場するもの

(2) 団体にあつては、市内に活動の拠点がある団体

(3) 前号の規定にかかわらず、市外に活動の拠点がある団体であつて、全国大会等に団体として出場し、かつ、当該出場者に支給対象個人が含まれているもの

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に認めるもの

2 前項に該当するもののうち、同一年度内に既に激励記念品の支給を受けたものは、支給対象としないものとする。

3 褒賞品の支給対象となる者は、激励記念品の支給を受けた者のうち全国大会等において別に定める上位賞を受賞したのものとする。

4 前条第1項及び前項の規定にかかわらず、国、県又はこれらに準ずる機関並びに公益財団法人、公益社団法人、新聞社等が主催する全国規模以上の大会、公演、コンクール等において別に定める上位賞を受賞した者は、褒賞品の支給対象とすることができる。

(激励記念品等の額)

第4条 激励記念品等の額は、次の各号に掲げる支給対象の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 激励記念品

対象	市内在住者数	支給額
個人		10,000円以内
団体	1人以上4人未満	支給対象個人 ×10,000円以内
	4人以上	40,000円以内

(2) 褒賞品

対象	市内在住者数	支給額
個人		3,000円以内
団体	1人以上4人未満	支給対象個人 ×3,000円以内
	4人以上	10,000円以内

2 公益財団法人、公益社団法人、新聞社等が主催する全国規模以上の大会、公演、コンクール等の大会に出場する場合の激励記念品等の額は、前項第1号に定める額の2分の1の額とする。

(申請)

第5条 激励記念品の支給を受けようとする者は、全国大会等が開催される日の10日前までに、知多市芸術文化全国大会等出場者激励記念品支給申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(実績報告)

第6条 褒賞品の支給を受けようとする者は、全国大会等終了後速やかに知多市芸術文化全国大会等出場実績報告書(第2号様式)に当該全国大会等の結果を示す書類を添付して市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第7条 市長は、第5条に規定する申請及び前条に規定する報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに激励記念品等を支給するものとする。

(激励記念品等の返還)

第8条 市長は、激励記念品の支給を受けた者が当該全国大会に出場しなかったとき又は不正の手段により激励記念品等の支給を受けたと認めるときは、激励記念品等を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

知多市文化芸術全国大会等出場者激励記念品支給申請書

年 月 日

知多市長

様

申請者 住 所 〒

団 体 名

氏 名

電話番号

次のとおり全国大会等に出場しますので、激励記念品の支給を申請します。

(ふりがな) 出場者(団体)名			
※生 年 月 日	年 月 日	※性 別	男 ・ 女
※所 属 (学校・学年・会社名)			
大会等の名称			
期 日	年 月 日 ~	年 月 日	
出 場 分 野 (文化芸術振興基本法 第8条から第12条ま でに規定するもの)	文学 音楽 美術 写真 演劇 舞踊 メディア芸術 伝統芸能 講談 落語 浪曲 漫談 漫才 歌唱 書道 国民娯楽(囲 碁・将棋) その他()		
支給対象者数 (団体の場合のみ)	名		
記念品支給申請額	円		

備考1 出場者が団体の場合は、代表者が申請してください。

2 ※欄は、出場者が個人の場合のみ記入してください。

3 次の書類を添付し、出場する期日の10日前までに申請してください。

(1) 当該全国大会等の要項又はこれに準ずるもの

(2) 選考会、予選会等の要項又はこれに準ずるもの

(3) 当該全国大会等に出場することを証するもの

(4) 団体の場合にあつては、住所、生年月日が記載された出場者名簿

第2号様式（第6条関係）

知多市文化芸術全国大会等出場実績報告書

年 月 日

知多市長

様

申請者 住 所 〒

団 体 名

氏 名

電話番号

知多市芸術文化全国大会等出場者激励記念品等支給要綱第6条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告いたします。

(ふりがな) 出場者(団体)名			
※生 年 月 日	年 月 日	※性 別	男 ・ 女
※所 属 (学校・学年・会社名)			
大会等の名称			
実 施 期 間	年 月 日 ~	年 月 日	
出 場 分 野 (文化芸術振興基本法 第8条から第12条ま でに規定するもの)	文学 音楽 美術 写真 演劇 舞踊 メディア芸術 伝統芸能 講談 落語 浪曲 漫談 漫才 歌唱 書道 国民娯楽(囲 碁・将棋) その他()		
大 会 結 果			

※欄は、出場者が個人の場合のみ記入してください。

(関係書類)

- 1 大会成績表
- 2 その他